

## 京都国際学校の災難緊急状況時の生徒登校指針

1. 緊急状況: 暴風、暴風雪、大雨、地震、火災等
2. 根拠: 気象庁の予報(京都市と近隣地域)
3. 施行: 2017.9.12.
4. 行動要領<時間の基準: 当日、午前6時30分から8時まで>

京都市 緊急状況		登校場所					
		学校			学校以外		
		連絡	午前6時30分	午前8時	連絡	午前6時30分	午前8時
暴風	特別警報	なし	家庭待機	休校	なし	中止	中止
	暴風警報	なし	家庭待機	休校	なし	中止	中止
	暴風雪警報	なし	家庭待機	休校	なし	中止	中止
大雨	大雨警報	なし	登校	登校	あり	連絡	中止
地震	震度5弱以上	なし	休校	休校	なし	中止	中止
	震度5弱未満	あり	家庭待機	連絡	なし	中止	中止
火災	学校火災	当日あり	連絡	連絡	---	---	---

1. 授業の中止の対象とするのは、①「特別警報」「暴風警報」②「暴風警報」③「暴風雪警報」が発令されている場合のみとします。
2. 大雨警報のみ発令されている場合は登校になりますので、ご注意ください。

## 気象警報等発令時の対応について

台風など自然災害が予想される場合の気象警報発令時の対応を、次のように定めます。但し、交通機関の運休等の時は学校ホームページを参考ください

1 生徒の通学時における安全確保のため、次の①、②、③のいずれかが発令されている時、後の2~4に沿って始業時刻の変更や休校等の措置をとります。

①「特別警報」が発令されている。（「特別警報」とは、気象庁が発表してきたこれまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に出される警報です。）②「暴風警報」と「大雨警報」の2つの警報が発令されている。③「暴風雪警報」が発令されている。

### 2 京都市に居住している場合

- (1) 登校のため自宅を出る段階(午前6時30分から8時まで)で、京都市に上の警報が発令されている時は、自宅待機とします。
- (2) 午前8時の時点で、京都市に上の警報が発令されている時は、休校とします。
- (3) 午前8時の時点で、京都市の上の警報が全て解除された時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報が解除されてからおおむね2時間後(10時30分より)とします。
- (4) 自宅を出た後、京都市に上の警報が発令された時は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。

(ア) 安全な場所に避難する。(イ) 帰宅する。(ウ) 学校に登校する。

### 3 京都市以外に居住している場合

- (1) 登校のため自宅を出る段階で、居住している地域または京都市に上の警報が発令されている時は、自宅待機とします。
- (2) 午前8時の時点で、京都市の上の警報が全て解除された時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報が解除されてからおおむね2時間後(10時30分より)とします。
- (3) 午前8時の時点で、居住している地域または京都市に上の警報が発令されている時は、登校しないでください。居住している地域の状況が改善していても、京都市に上の警報が出ている時は、休校となります。
- (4) 自宅を出た後、居住している地域または京都市に上の警報が発令された時は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。(ア) 安全な場所に避難する。(イ) 帰宅する。(ウ) 学校に登校する。

### 4 注意事項

- (1) 警報が発令されていない時でも、気象・交通機関・道路などの状況により登校に危険が予想される場合や、JRや路線バスの運休により登校に困難が生じた場合は、保護者の判断のもとで自宅待機してください。
- (2) 自宅待機による欠席は特別欠席扱いとします。
- (3) テレビ・インターネット等で気象警報の状況を確認し、警報が解除された時には、すぐに登校を始められるように準備をしておいてください。
- (4) 始業時刻後に上の警報が発令された時は、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。
- (5) 休校等により行われなかった授業については、長期休業日等に行う予定です。
- (6) 模擬試験や休業中の補習等についても、この「気象警報発令時の対応」に準じてください。
- (7) 自宅待機によって模擬試験等が受験できない場合は、追試験や自宅受験等を行う予定です。
- (8) 休日・休業中の部活動については、原則としてこの「気象警報発令時の対応」に準じますが、詳しくは学校の指示に従ってください。(平成29年9月改訂)